

市第 120 号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 19 条第 2 項第 5 号中「第 12 条第 2 項」を「第 2 項」に改める。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録による閲覧等）

第 22 条 第 4 条第 1 項第 6 号（第 9 条第 3 項及び第 15 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 3 項及び第 4 項並びに第 12 条第 7 項及び第 8 項の規定による書類の閲覧については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ

ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 第12条第1項(第15条第4項において準用する場合を含む。)及び第2項から第4項までの規定による書類の備置きについては、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録により行うことができる。
- 3 第12条第2項及び第4項の規定による書類の作成については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、第6条第1号ウの改正規定は、同年6月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

指定特定非営利活動法人等が行う書類の閲覧、備置き及び作成について、電磁的記録を使用する方法により行うことができるようにする等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（欠格事由）

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの  
（ア及びイ省略）

ウ ~~拘禁刑~~ 以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  
（エ、オ及び第2号から第8号まで省略）

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第19条 （第1項省略）

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。

）又は ~~第2項~~ 第12条第2項 から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

（第6号、第7号及び第3項から第5項まで省略）

（電磁的記録による閲覧等）

第 22 条 第 4 条第 1 項第 6 号（第 9 条第 3 項及び第 15 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 3 項及び第 4 項並びに第 12 条第 7 項及び第 8 項の規定による書類の閲覧については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 第 12 条第 1 項（第 15 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項から第 4 項までの規定による書類の備置きについては、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録により行うことができる。

3 第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定による書類の作成については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録により行うことができる。

（委任）

第 23 条 （本文省略）  
第 22 条